

企業年金基金ニュース

No. 83

電子基金

発行日 令和 7 年 2 月 18 日
発行者 電子情報技術産業企業年金基金
東京都千代田区岩本町1-11-2
A-RISE神田6F
(0 3 - 5 8 0 9 - 3 1 8 8)

企業年金基金の概況 (令和7年1月31日現在)

実施事業所数 171 社
加入者数 19,985 人
年金受給者数 749 人

1. 第15回 理事会・代議員会が開催されました

第15回代議員会が1月24日（金）に開催され、企業年金基金令和7年度事業計画及び予算をはじめ、代議員会に先立って行われた第15回理事会で決定された議案について、ご審議いただき、議決・承認されました。

(議決事項)

(1)令和7年度事業計画について

令和7年度の事業計画は、昨年度と同内容にてご承認いただきました。
予算編成の基礎数値は以下のとおりです。
加入者数は、男子13,785人、女子5,314人、計19,099人と見込んでおります。
老齢給付・一時金給付は、令和7年度末で4,078人を見込んでおります。
各種ポータビリティ移換は、令和7年度末で725人を見込んでおります。

(2) 令和7年度予算について

年金経理の予算は、令和7年度掛金収入を7億5,482万円、年金・一時金の給付費を8億4,312万円、令和7年度末の年金資産（純資産）179億5,908万円と見込んでおります。
業務経理の予算は、令和7年度事務費掛金収入を1億6,043万円、支出を事務費、代議員会等会議費、雑支出等1億5,709万円と見込んでおります。

(3) 令和7年1月以降の年金資産運用計画について

1月のトランプ大統領就任、ロシア・ウクライナ及び中東情勢の状況等、今後も突発的な政治リスクが潜在化している状況を鑑み、今後のリスクを最小限度としている現在の政策資産配分（国内債券35％・国内株式16％・外国債券12％・外国株式16％・代替資産20％・短期資金1％）を維持することとします。（現在、国内債券35％と短期資金1％は、令和5年11月23日開催の第11回代議員会決議により国内債券の10％を短期資金（現金）へ移動しています。）
なお、今後も株式の割合の増加によるリスクを回避するため、株式が政策配分を2％以上上方乖離した場合は速やかにリバランスを行い、下方乖離の大きい資産へ移動しリスクをコントロールいたします。

(4) 規約の一部変更について

◆ 代議員定数の変更について

選定代議員の定数は、実施事業所事業主の10分の1以上となるよう定められています。当基金では、現在、実施事業所事業主の数が146人（実施事業所数171社）のため、選定代議員を17人とし、互選代議員と合わせ代議員定数を40人から34人に令和7年4月1日付規約変更を行います。

◆ 業務概況の周知方法に関する変更について

DB法施行規則で規定されている「業務概況の周知方法」等の改正に伴い、令和5年12月27日に事務連絡「確定給付企業年金規約例」が発出されましたので、「業務概況の周知方法」について規約変更を行います。

(5) 任意脱退事業所について

A S T I 株式会社（静岡県浜松市中央区）より、退職金制度を既存の企業型D C（確定拠出年金）に統一するため、令和7年3月31日に任意脱退したい旨の申し出があり、承認いたしました。

(6) 選定並びに互選監事選挙について

第3期選定監事並びに互選監事に欠員が生じたので、令和7年1月24日に選挙を執行することとしておりましたが、選定並びに互選監事立候補者数が選挙すべき監事数を超えないため、無投票により選定監事にキング通信工業株式会社の友澤宗一郎様、互選監事に日本端子株式会社の伊藤亮太郎様が当選いたしました。
（任期は令和9年1月19日迄です。）

(7) スチュワードシップ推進協議会への参加及びアセットオーナー・プリンシプルの受入れについて

岸田内閣が政策として掲げた「新しい資本主義」及び「資産運用立国」に基づき「資産運用立国実現プラン」が資産運用立国分科会で取りまとめられ（2023年2月13日）、この「プラン」において「アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプルの策定が提起されました。
これにより、確定給付企業年金はアセットオーナー・プリンシプルへの対応を求められることとなりました。

アセットオーナー・プリンシプルの内容は次の五つの原則、原則1：受益者の最善の利益のため運用目的の明確化、運用方針の策定、原則2：専門的知見及び人材の確保、外部知見の活用、原則3：分散投資、利益相反の排除、適切な運用委託先の選定、原則4：説明責任を果たすための運用状況の見える化、原則5：スチュワードシップ活動の実施からなっております。

5つの原則を当基金の現況に照らすと、原則1から原則4までは既に実施しています。但し、原則5のスチュワードシップ活動の実施については、自ら行うことは困難であるため、企業年金連合会に設置された「スチュワードシップ推進協議会」に参加することといたします。

当企業年金基金は、アセットオーナー・プリンシプルの受入れ表明をいたします。

このニュースは、事業主と事務担当者向けに編集してありますが、できれば各職場の皆様にもご覧いただけるようご配慮願えれば幸いです。

(報告事項)

(1) 令和6年度第3四半期までの資産運用状況について

TOPIXは、令和6年3月の2,768ポイントが4月に若干下がりましたが、4月・5月と8月から11月と大きく下がり、10月に盛り返しそうな様子も見えましたが、行ったり来たりを繰り返している状況です。これに伴い収益率も6月・7月で積みあがったものを8月以降に吐き出して12月から仕切り直しという状況です。

外国株式は、NY Dowが9月まで一本調子に上げ続け、12月に入ってから若干調整気味といった状況で、収益も大きく積みあがりました。

国内債券は、利上げ基調が続く中、収益のマイナスは致し方ないところです。

外国債券は、為替によるところが大きく、7月まではプラス圏で推移しておりましたが、8月・9月の大幅円高によりそれまでの収益を吐き出す結果となりました。10月以降仕切り直しという状況ですが、トランプ大統領は米ドル安を志向する前歴もあり今後の為替動向には注意が必要です。

令和6年12月末までの通期収益は2.43%となりました。(令和7年1月21日時点：1.70%)

(2) 規程の変更について

当基金の役職員給与は、国家公務員に準じて取り扱っております。

今般、国家公務員給与の人事院勧告が行われ、令和6年4月に遡り給与を全体で月額2.76%引き上げ、賞与を年間4.60ヵ月分となりましたので、当基金の職員給与表等につきましても、同様の変更を行います。

(3) 理事長専決処分について

前回の代議員会以降で、実施事業所について下記の変更がありました。

1. 事業所の増加（加入） [1件]

エスベックテクノロジークリエーション株式会社 ⇒ 令和6年10月1日加入

2. 事業所の名称変更 [1件]

エスベックマニュファクチャリングサービス株式会社 ⇒

エスベックモノづくりサービス株式会社（令和6年11月1日変更）

※ なお、この第15回理事会・代議員会の詳しい内容については、令和7年3月下旬に発送予定の機関紙「基金だより第14号2025.3」に掲載いたします。

2. 基金業務スケジュールについて

令和7年2月分の届書の締切日 令和7年3月10日（月）

令和 7年 2月分掛金納入告知書等発送日 令和 7年 3月18日（火）

郵便事情により日数がかかる場合がありますので、余裕をもってご提出ください。

ご不明な点等ございましたら、業務課（電話：03-5809-3189）までご連絡ください。